

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 東京労金本店 No.1154163

購読料 || 月額 600円 6カ月前納制

## くもくじ

### 卷頭言

- 行革、規制緩和とたかう  
ニュージーランドの規制緩和・行革 (上) ..... 松原 広 2  
職場分会の力が労働運動の原点 ..... 上野 義昭 3  
——「原則の闘い」で戦闘開始—— ..... 6

- ◇私の職場報告◇  
慢性的な残業、つもる不安 (自治体職場) ..... 8

- ◇私の職場報告◇  
分会活動から国労運動構築へ ..... 10

- ◇投稿◇ 形成されつつある? 一つの傾向  
労働者とともに闘う新社会党づくりを ..... 12

- 女性労働と母性保護 ..... 13  
——失業者増大で家庭、社会は—— ..... 14

- ◇私の読書◇ 『日本の歴史』 ..... 16  
編集部だより ..... 15  
読者からのおたより ..... 9

『社会通信』本誌の読者をご紹介ください

# 旬刊 社会通信

NO. 657

一九九六年一二月一一日号

(毎月一日・一二日・二二日発行)

# 行革、規制緩和とたたかう

1996年12月21日発行

一九七六年七月、ロッキード事件で田中元首相が逮捕されたとき、日経連の桜田日経連会長は「今後多少の政治的混乱はあるであろう。これをうまく乗り切るには、職場の労使関係が安定し、検察、裁判所、官僚がしっかりとしていれば大丈夫だ」と言い切った。

あれから二十年、政治に対する国民の信頼は地に落ち、政治不信は拡大しつづけている。先の総選挙でも若者を中心に「どうせ投票しても政治は少しも良くならない」と投票率は戦後最低の六割を切った。

政治家の堕落について、この病理現象は昨年の大蔵省、通産省の高級官僚の汚職事件につづいて、現在の厚生省や地方自治体などの官僚の逮捕が連日報道されている。

日本資本主義の統治機構ががたつき始め労資関係だけが安定しているかに見える。しかし労働組合に組織されている労働者は全体の二十三・八%であつて、未組織労働者の大群がいつ動きだすかも知れない不安は彼らの頭から離れない。

行革、規制緩和のねらいは、がたつきはじめた日本資本主義の統治機構を建て直し、二十一世紀を展望して日本資本主義を安定させることにある。

であるから大蔵省改革に見られるように時間の経過とともに、官僚機構の「本丸」の改革に対する自民党の鋒先はにぶり、だんだんと形だけの改革でお茶をにごそそうとしている。厚生官僚や地方小役人の逮捕はトカゲのシッポ切りであり、この種のことはこれからも続くであろう。

シッポ切りで官僚機構を守り、警察に対する国民の信頼が高まれば、彼らにとつては一举両得である。

彼らは日本資本主義の建て直しのために、消費税の引き上げ、福祉切り捨て、労働関係法規の改悪など、その犠牲を労働者をはじめとする勤労国民に押しつけて来ている。

日本の労働者階級は第二次大戦という大きな犠牲のうえに戦後の民主化を勝ち取り、社会党や総評とともに反戦平和闘争を闘い、自らの労働条件の改善と権利の確立のために闘ってきた。

いま総評も社会党もなく、我々の戦線は武装解除に近い。

この機を彼らが見すごすことはない。マスコミを使っての行革、規制緩和の大合唱の中で行革や規制緩和に反対するものは「非国民的」な空気がつくられつつある。

しかし眞実はひとつ、諸外国の例を待つまでもなく、資本主義の延命策は必ず労働者階級をはじめとする勤労諸階層の反抗を呼びおこす。

いま我々に求められることは、行革、規制緩和の本質を暴露し、大小の反抗を組織し、全国各地でくり広げられている反抗を結びつけ全国的な闘いとすることだ。（松原 広）

## ニュージーランドの規制緩和・改革（上）

最近、ニュージーランドが「人気」である。もちろん、若者の海外旅行の話ではない。総資本の、特にその代弁者たるマスコミにおける、「改革の手本」としての扱いである。亀井正夫という御仁がいる。言わざと知れた、臨調行革や小選挙区制導入の立役者、日本独占の政治仕掛け人である。この人、九六年二月の社会経済生産性本部による「21世紀フォーラム」で、ニュージーランドでは改革・規制緩和が大成功している、日本でなぜできないのか、と檄を飛ばした。これに呼応するかのように、日経、産経等は、ニュージーランドについて熱心に取り上げ、社説や煽り記事が続いた。

### 改革の光と影

日経は、七月十一日付社説で、「改革に成功した国」として「ニュージーランドから学ぶこと」を掲げた。「スイスの世界経済フォーラムによる96年版競争力ランキンギング」で、ニュージーランドは、シンガポール、香港に次ぎ三位に入ったのに対し、日本はベストテンからも外れ十三位だったと同紙は切り出す。そして、この十年ほどの両国の軌跡は、対照的だ、とする。日本がバブルに酔いしていた八〇年代後半、ニュージーランドは、ゼロ成長・高インフレ・失業者・巨額の財政赤字と八方ふさがりであったが、「痛みの伴う改革」に取り組んだ結果、九〇年代に入り、バブルが壊れた日本がゼロ成長にもがく間に、同国は高成長・インフレ終息・失業率低下・黒字財政といいことすくめだというのである。その「改革」とは、規制緩和・行革による「経済の構造改革」である。「民間（市場）ができることは民間にまかせ、政府は一切手を引く」ことで「規制が多く保護に慣れた経済を、大競争に耐える開かれた市場経済に構造改革」したという。その内容は、規制撤廃・国有事業民営化・農業補助金の撤廃・中央省庁の統廃合（通産省はじめ約五〇の政府機関の廃止）・公務員削減（八万四千人から四万人へ）等々、いずれも手放しのホメようである（表参照）。ニュージーランドの「民間を規制せずコストも安い政府と、政府に頼らず大競争に耐える民間産業からなる経済構造」を手本にして日本も行政改革を進めよ、というわけだ。さらに日経は、不人気な政策を、一時的な経済の悪化や失業率の増大にもかかわらず貫くという、「政治のリーダーシップ」についてもニュージーランドに学べといふ。

### ■ニュージーランドが実施したおもな行政改革・規制緩和■

- 税制改革
  - ・包括的物品サービス税の導入（現在十二・五%）とその他の間接税の廃止
  - ・所得税の最高累進税率の六六%から三三%への引き下げと簡素化
  - ・法人税率の四五%から三三%への引き下げ
- 財政・金融改革
  - ・中央銀行を政府から独立させるとともに、インフレ率を年率二%以内に抑制する義務を法制化
  - ・銀行設立の自由化
  - ・政府予算の財務諸表の開示など
  - ・財務情報の透明化
- 行政部門の改革
  - ・中央省庁の統廃合（郵政、建設、通産など五省の廃止など）
  - ・国家公務員の削減
  - ・各省事務次官の公募制導入
  - ・運輸、郵便、通信など四〇以上の国営事業の公社化・民営化
- 規制緩和
  - ・電気通信事業への新規参入の自由化
  - ・国内航空への外国企業の参入を認めたほか、バス、タクシーなど輸送サービス業で新規参入を自由化
  - ・発電、電力小売り供給の独占の排除、価格統制の廃止と、エネルギー業界への新規参入の自由化

その他 · 労働者が雇用者と自由に契約を結べる雇用契約法を制定 · 農産物の価格維持、特例税制の廃止 · 輸入数量制限 · 輸入ライセンスの廃止など貿易自由化

(産経 八・二二)

しかし、現実のニュージーランドでは、労働者階級のみならず、全社会的に「改革」のもたらした矛盾が噴出している。国民階層の上位一割は賃金が上がったが、残り九割の実質賃金は下がった。医療や福祉・教育の受益者負担は増大し、高齢者・学生・福祉給付受給者は打撃を受けた。社会の中に分断と格差をもたらし、不公正と対立を拡大し、富める者と貧しき者の「分裂国家」が現出したと評する識者も出るくらいだ。「競争力強化」なるものがもたらした社会の姿がそこにはある。

いくら日本の資本家とその代弁者たちがこぞつて賞賛しても、そこに住む人々が迷惑なだけだ。日本に先駆けて「行革断行」の本家ニュージーランドでも、小選挙区比例代表併用制による総選挙が行われた。この間の規制緩和・行財政改革の是非を争点にしたこの選挙で、与党国民党は過半数割れ・複数の有力閣僚が落選、一方、野党第一党の労働党も政権党時代に「改革を始めた党」として支持を減らした。単純小選挙区制から比例選の併用に変わったこともあって、行革路線の百八十度転換を主張した新興政党が、四倍増・六倍増と躍進した。ニュージーランド国民の規制緩和・行革批判の意思是明らかである。

しかしここである。にもかかわらず、日経はのたまうのだ、「国民の『行革疲れ』の反映」という評もあるが、世界の注目を集めた同国の行革路線がこれで否定されたと見るのは当たるまい。「実質を伴うものであるほど、改革には痛みや不満が不可避な場面がある。」(十一月七日付社説)「経済が不振を極め、大胆な経済改革しか選択肢がなかつた八〇年代までと異なり、経済状態が好転した現在」、「国民は福祉水準の切り下げに反対する『ふとり』を得、行財政改革に反対、あるいは批判的な野党に投票できた」(十一月二三日付)。要するに、経済的停滞と苦境が厳しいほど思い切つた「改革」ができる、というのであり、「日本はまだそこまでは落ち込んでいまい。しかし遅すぎないうちに真の改革に取り組まなくてはならないのは明らかである。」(前掲社説)というわけだ。

## 二 ニュージーランドという国

これほどまでに資本の側がご執心なニュージーランド事情に、我々も無関心ではいられない。いったいニュージーランドとはいかかる国か。南半球の、赤道から日本とは線対称的な位置にあるニュージーランドは、日本の総面積からちょうど北海道部分を除いた位の島国で、人口は三五〇万人、その半数は南北の島の五つの都市に集中している。四季の変化があり、平地には雪は降らない。火山があり地震もある。しかし、風土もさることながら、この国に絶大な影響を与えているのは、イギリスとの関係だろう。英連邦の一員として、いまだにエリザベス女王を元首として戴く立憲君主国であり、王権を代行する総督があり、議会ではカツラをかぶり、最高裁はロンドンである。そこに住む人々は、ヨーロッパ系白人八割、先住民マオリ一割、その他ポリネシアン、中国系、インド系の人々からなり、複合民族国家であるが、白人の意識は、わが祖国は「大英帝国」、自分は「ニュージーランド国籍を持つイギリス人」というものである。

ニュージーランドは、「英國の海外農園」として、英連邦下の農業部門に特化するとともに、温室的に保護されてきた。有利な市場を保障され、貿易黒字・完全雇用・高い国民所得（六〇年代には世界第三位）・高い社会保障を実現する穏やかな経済成長をとげてきた。

その転換となつたのが、一九七三年の「本国」イギリスのEC（現EU）加盟であった。「本国」の事情にふりまわされ、特恵関税待遇を失い、英國市場から切り捨てられ、一挙にEC域内の農牧業製品との厳しい市場競争のなかに投げこまれ翻弄されるありさまは、通貨統合参加の必要条件である財政赤字削減のために国内諸階層の保護切り捨てに血道をあげている。昨今のEU各国に似ており、その先駆けであつたと言えなくもない。いずれにせよ、イギリス資本主義の地位低下に伴う路線転換と、それに追い討ちをかけるようなオイルショック以降、経済危機が訪れるのである。

七五年から八四年までの国民党政権は、あらゆる面での規制・統制と大規模公共投資による工業化（特にエネルギー産業）によつてこの経済危機を開拓しようとした。極端なケインズ主義的政策である。そして、ニュージーランドは、価格・賃金・金利の凍結をはじめ、OECOD諸国中最も規制の強い国となつた。確かに、酪農業のバター生産保護のため医療用以外ではマーガリンが買えない、鉄道業を保護するためトラック輸送は八〇マイル以下の距離でなければならない等々は行き過ぎであろう。しかし、超勤労増率が、平日一五〇%・土曜二〇〇%・日曜三〇〇%は高すぎるとか、土日に店が開かないのはおかしい、という論には組みきれないのは言うまでもない。

### 政治のリーダーシップとは

ニュージーランドは長らく単純小選挙区制による国民党と労働党の二大政党制であった。両党は、地方農業者・企業経営者と都市住民・労働者層をそれぞれ代表していると言われるが、前者がヨリ自由主義的、後者が「公平な分配」を目指す、といった程度の違いに見える。八四年の政権交代自体は、規制緩和・行革を争点としたものではなかつた。経済悪化のなか、先に行くほど不利とみた当時の首相が出し抜けに議会を解散、繰上げ選挙に打つて出了ことに對し、国民の不信が募つたものと思われる。したがつて労働党の側も準備のないまま政権につくことになつた。そして、若手官僚の建議を取り上げたり、党内の若手リーダーがマネタリズムの立場であつたことなどで「改革」が始められたのである。日本の総資本の公式評価のひとつに、政治家に強いリーダーシップがあつたからニュージーランドの「改革」が「成功」した、というのである。その際、彼らが口をつぐんで決して語らないが、たいへん重要なファクターとして、八四年からの労働党政権のリーダー、D・ロンギ首相の断固たる反核政策がある。核兵器搭載の確認を拒否するアメリカ海軍艦船の寄港を許さなかつた、ロンギの毅然とした態度は、日本の歴代内閣の体たらくとは鮮やかな対照をなし、我々の記憶にも新しいところである。その姿勢は、アメリカの安全保障の傘からの離脱、「南太平洋非核地帯設置条約」や核兵器持ち込みを禁止する「非核法」の制定、フランスのムルロー環礁での核実験反対運動等へと引き継がれている。

そのような支持があつたからこそ、ロンギ政権はインフレと失業のなかで、あえて自らの支持基盤である公務員・労働者に打撃を加える規制緩和・行革を進めることができた。けれども、「国民の容認できる限界に達しつつ」（ロンギ）ある状況を迎えて、さらに「改革」路線で突っ走るか否かで党内は分裂し、「急進派」に破れたロンギは辞任。その後も「改革の続行」すなわち、さらに急進的な体制的合理化があつた。そして、労働規制の緩和として「雇用契約法」が、失業率がピークに達しつつあつた一九九一年に制定されたのである。

## 職場分会の力が労働運動の原点

—「原則の闘い」で戦闘開始—

増大する業務量にいかに対抗するか。度重なる健康破壊にいかに対抗するか。職場の無権利状況をいかに改善するか。

その解決策として次の方法が想定されます。一、人員を増やす、二、業務量を減らす、三、OA化による事務の効率化、四、市・町へ業務を移管する、五、民間へ業務を委託する、などなど。

労働組合は長年一・二を要求し、県当局は三・五を中心に対抗してきました。県職労は三・五には反対の取り組みをしてきました。しかし、近年、組合の取り組みに変化が生まれています。県庁で「定時退庁日をせめて週一回は」の動きが始まっています。一・二でも三・五でもない「法律による規制（三六協定）を制度化させる」との取り組みです。九五年職場要求交渉において「超過勤務の総枠規制」の要求に対して県当局の見解がはじめて示されました。九六・五に発表された「兵庫県行財政改革実施計画」では事務の効率的執行として超過勤務の縮減。「いきいきさわやか県庁運動」では「定時退庁日を水曜日に加えてもう一日の設定」が義務付けられています。

ここまで見てきて何かお気付きの点はありませんか。

そうです。労働組合の要求が後退しているのです。感情的に、あるいは教条的に「原則論」を言うつもりはありませんが、「法律による規制」「超過勤務の総枠規制」「定時退庁日の設定」等などどんな言葉を使おうとも「いかに仕事をこなすか」が大前提になつた「対策」であります。労働組合は「〇〇人よこせ」ではなく「健康で、安心して、仲間と共に働き続けられる条件を整備せよ」ではなかつたでしようか。そのためには「人員、休暇、事務機器、公用車、暑い日には冷房を、寒い日には暖房を」等などの条件が必要なわけです。それらの条件は、使用者の責任で整備されるべきです。業務量に見合つた人員は何人必要かは使用者が判断し、配置すべきものです。

労働者が主張すべき要求はただ一つ「契約どおりに働く」だけではないのでしょうか。その結果仕事が残れば、使用者が配置人員の見込み違いをしたに過ぎないのでしょうか。「残った仕事は労働者の責任ではない」の根拠はここにあるのです。

人員増闘争の総括がされなければなりません。「〇〇人よこせ」の闘いには限界があつたのではないかでしょうか。これまでの運動は「いかに仕事をこなすか」が基本になつた闘いではなかつたのでしょうか。

さて、本題の「法律による規制（三六協定）を制度化させる」「超過勤務の総枠規制」についてです。あまりにも過酷な長時間労働の現実の中から、やむなく出された悲痛な叫びに使用者は「これ幸い」と「乗った」との認識が必要です。

「いきいきさわやか県庁運動」のなかで「定時退庁日を水曜日に加えてもう一日の設定を」などの「お達し」を聞いて何か変だと思いませんか。「超過勤務の総枠規制」の見解

が示された時から危惧したことが始まったのです。使用者自らが「超過勤務の規制」を開始したのです。

必要な人員を配置せずに「超過勤務の規制」だけが行われれば、抵抗する体制のない職場（みんなで支えあって当局に対抗できない）では、事態はどうなるか。一・時間内の労働密度を無意識に自ら高める。二・仕事を隠れて持ち帰る。三・OA機器が足りない、と要求する。

四・職場と同じ機種のOA機器を自宅に設置する。五・オンライン端末機が足りない、と要求する。六・無視して残業する。個々には一一六それぞれが複合して現れます。

「時間内業務終了闘争時」の定時退庁バトルの際、組合の役員が来たのを見た管理

職が「本日は定時退庁日だ、早く帰れ」と職員を恫かつする。「こんな日に残業されでは私が迷惑する」と言わんばかりの事態さえ起っています。

さて、「法律による規制（三六協定）の制度化」がされば上記の一~六の事態はなくなるのでしょうか。三六協定が締結されれば何が変わるのか。中身はどうあれ協定ですか

ら労使双方に遵守義務が発生します。超過勤務手当も協定時間分は支払われるでしょう。具体的には：どんな業務に何人で何時間今月は超過勤務を必要とするか労使双方の合意が必要です。

ここではまず職場分会の「力」が問われます。「どんな業務を」「何人で」「何時間」いずれも労使のし烈な攻防が展開されます。使用者はより少ない時間で処理させようと求めるでしょう。労働者は「適正な時間」を求めて使用者が提案したより多い時間、人数を要求せざるを得ません。ここにも「いかに仕事をこなすか」の前提が座っています。みんなで支えあって当局に対抗できない職場では使用者の提案どうり「健康を害した人も含めて」、きつい内容の「三六協定」が締結されます。

試みに、例えば「一人月三〇時間の超過勤務協定」を結んだと仮定してみましょう。三〇時間の残業をやつたが仕事が残ってしまったとします。さてどうなるか。「残ったぞ」と使用者にその仕事を返す鬭いが必要になります。この鬭いが組織できない職場の労働者は、持ち帰りや、サービス残業をコソコソやる羽目になるのではないでしようか。

「いかに仕事をこなすか」の前提で「対策」する限り、慢性的長時間労働は解消しません。ある管理職が「超過勤務を命令したことは一度もない、職員がそれぞれの仕事に責任を持つて努力されていることにとやかくは言えん」と、これが事の本質です。いま、幸いにも県当局の無責任な労務管理の結果「三六協定」は結ばれていません。「協定がない」と言うことは「超過勤務命令が出せない」「超過勤務が強要できない」と言うことです。

先に述べましたように「法律による規制」「超過勤務の総枠規制」「定時退庁日の設定」を認めるにしても「職場分会の団結」強化は不可欠です。同じ努力をしなければならないのなら「労働者と具体的にぶつかり」「言い訳をしなくてできる」原則の鬭いを開始しませんか。

「健康で、安心して、仲間と共に働き続けられる条件整備」の鬭いは一人からしか始まりません。「お先に」ではなく（これと勇気のいることですが）「みんなで帰ろう」という取り組みを開始しませんか。「帰れない」事情、「残業できない」事情を具体的に点検、把握する中からしか職場に合った闘争戦術は、見つかりません。戦闘開始です。

## 慢性的な残業、つもる不安

◇私の職場報告◇  
自治体職場の現状から

二市二町を管轄。事務所全体で五十三名。所属する課は直税第二課で、不動産取得税の担当をしています。県に入つて五年目ですが、これまで日本海側の支部で四年間福祉事務所のケースワーカーをしていましたので、現在の仕事は、始めてまだ四ヶ月です。以下、私が気づいた職場の問題点について述べていきたいと思います。

①慢性的な残業 職場全体としては、比較的残業は少ないといえるでしょう。定時で即退庁する人が多く、午後六時頃には電気が消えている課が大半です。

しかし、私の所属する直税第二課は他の課が空っぽになつていても、皆残業をしています。課長を含めて七名、嘱託（県職OBの男性・窓口業務などを主に担当）一名という構成ですが、数年前から継続して一名の増員を要求しているのに、応えてくれるどころか、二年前に一名減となり、一人当たりの仕事量が多いままです。課の中で二名は女性。四〇代と三〇代の方で、子供さんがいらっしゃるので、家事との両立が大変でしょうが、六時～七時くらいまでは毎日のようく残っています。女性に家事を押しつける現在の家庭のあり方にももちろん問題はありますが、やはり体力的な面からも、女性への残業などさせてはならないのではないか、と強く感じます。

私の先輩の男性（主査・四〇歳）は、経験や年齢からも、まさに課の中心となつて働いていますが、一番仕事量が多く、負担がひどくかかっています。連日八時～九時頃まで残業をしていますが、それでも仕事がまわらないほどです。震災の影響があつた昨年は、午前零時～二時頃まで残業していた日もあったそうです。その他、残り二名の四〇代の課長補佐も、病気があり健康面に少し不安を抱えていたり、「家族から『帰宅が遅い』と叱られている」といった不満をもらしたりされています。

他の課に目を移しても繁忙期には女性が夜八～九時頃まで残業したり、休日出勤を強制されたりしています。「残業が無いのが当たり前」を作るため、皆で「時間やしまいましょうか」と声をかけあって定時退庁をしていくことから始めようとしています。

②課長への不満は共通だった 仕事量の多さに加え、残業を助長しているのが課長です。「この資料は期限までにできるのか」「あの仕事はどうなつているのか」と常にプレッシャーを与え、課を管理しようとします。

四月～五月頃、私は職場が変わったばかりで仕事がよく判らず面白くなくてストレスがたまっていたことと、課長の「仕事があるのだから残業して当たり前」という考え方や発言に腹がたつたことから、同じく四月に転入してきた課長補佐と示し合わせて、定時に帰宅していました。が、六月始め頃、課長に喫茶店に連れていかれ、「言った通りに、期限を守つて仕事をしてくれなくては困る」「自分が一番新米で手が遅いのに、なぜ残業しないのか」などと責められ、残業を強制されました。仕方なく、七～八時頃まで、連日一～二時間の残業することになりましたが、それでも「もうちょっと頑張って（残業を）してもらわんとあかんで」などと言う始末でした。

ただ、課長がいないときには課の人に不満を話すと、皆も同様に感じていたらしく、「残業することを当たり前みたいに言う」「本庁や所長の言うことに弱く、保身が強く、下の

者をかばつてくれない」「細かい指摘が多すぎる。市役所や町役場の担当者も閉口している」などと続々と不満が出てきました。まずは、皆で声をかけあって定期退庁をここにかけ、出来ない仕事は「できない」と拒否していこう、と課内で話を出し始めています。「言いたいことが言える、明るい職場」に徐々にしていきたいと考えています。

③旅費のブール制廃止で得をしたのは当局 財務事務所は、土木事務所と同じく、旅費はブール制をとっていました。ほぼ全員均等に、月額一万円程度の日額旅費が支払われていました。が、ある支部から「現在の風潮に合わない」との批判が組合員から出され、各財務分会で話し合いを持ちましたが、昨今のカラ出版批評を反映してか、結局ブール制は廃止、実際に出張に出た分だけが支払われることになりました。が、これで結局得をしたのは当局です。実際には全額支払われてはいない残業手当の要求なども分会では出されました。が、更に言うなら、人員増、調整手当一律支給、昨年兵庫県ではなされなかつたベースアップの二年分支給、寒冷地手当の改悪廃止、一時金傾斜配分撤廃などの賃金の様々な問題の解決につなげていきたいと思います。

来年から、保健所の統廃合が進められようとしています。地方分権など、我々自治体職員の生活も、そして住民サービスも、両方とも悪化させる合理化が今後もますます行われようとしています。苦しいですが、一人一人、各職場で頑張って声を上げて、まず自分の足元、自分の生活から改善していきたいと思います。

(自治労・T)

### ◇私の読書◇

## 『日本の歴史』(小学館文庫版、全十一巻)

去年の一月の入院中に読み始めた、日本史の通史十二巻を正月を利用してやっと全巻読みました。明治維新から十五年戦争の終わりまでの約八〇年間のあたりを読んでいくつかの感じたところがあります。第一に、一九四五年八月十五日の敗戦は、日本人にとって「太平洋戦争」でも「第二次世界大戦」でもなく、まぎれもなく、アジア侵略十五年戦争だったんだなと認識し直しました。第二に、その十五年戦争の源は直接的には、日清・日露の両戦争に勝ってしまったことにあります。そして、その思想的な背景は、吉田松陰や島津斉彬の思想にあり、その強烈さが福沢諭吉まで影響していることには驚きました。そして、もつとその源をたどれば秀吉や、大和朝廷にまで行き着きそうですが、そうだとすれば、「日本人」という民族の成り立ちにまで行き着くのではないかと思えます。それは天皇制そのものですが、結局その天皇制に対して、自由民権運動も、大正デモクラシーも勝てなかつたということなのでしょう。だとすれば、日本が本当にアジアの全ての人と対等・平等に生きて行くためにはあらためて天皇制を自分自身の力で打倒することが必要なのだと感じています。

また、もつと近世のことで言えば自由民権運動が、議会開設にまではたどりついたものの、大正デモクラシーを経て、政友会・立憲改進党の政争の中で、自ら選挙民の（あえて国民のとは書きません）不信を招き、結局軍部独裁ファシズムに至る過程は、現在の我々が直面する状況に似ているように思います。今の状況をもつと歴史の流れの中で本質的に見据えることが必要ですし、そのためにも明治末期から昭和一〇年くらいまでの三〇年間の動きを、労働運動・社会主義運動の歴史・政治史の中から学びとらなければ痛感しています。自分の歴史に対する無知を克服することが、今何をしなければならないかの答えを与えてくれると思います。

(隆)

◇私の職場報告◇

## 分会活動から国労運動構築へ

まるで将棋の駒—地域間異動

地域間異動についてです。現在、上野駅では四三名の仲間が地域間異動で働いています。地域間異動は単身赴任等により家庭生活が二重になり、金銭面や食事などで大変厳しい実態になっていることです。電話代や上野駅では、変形勤務が多くある為、寮の食事を食べる事が少なく、コンビニの弁当やインスタント食品や外食で食事をとっているのが実態です。単身赴任で二重生活する上では食事代が大変負担になっています。そこで、別居手当の増額を要求してほしいと思っています。

次に、地域間を二年終えて地元に帰る時の問題です。地域間終了後に希望通りの職場・職種に就けるか不安に思っています。九月十日に地域間異動で帰った仲間は、保線区だったのですが、通勤時間が一時間三〇分以上かかり、冬場は雪が降り、通勤だけで大変だと言つて帰つていきました。また、八月に地域間で帰った仲間は、運転区から来て駅への事前通知が出されました。本人と分会とで駅側に申し入れたところ、「要員の効率化で運転区には戻れない。」との答えでした。本人は、「二年間歯を食いしばり頑張つてきて、元の職場に戻れると思つていた。」「裏切られた。」と、もらしていました。分会として支部に事情を話しました。分会は、本人に苦情処理委員会にかけようと言いました。結果的にだめでしたが、見える闇いをしたと思います。そこで、赴任の発令と着任の発令の打診を一か月前に話すように、また、帰るにあたり自己申告書に地区単位に記入となり、益々不安になっている実態です。地本での団体交渉の強化を強く求めるものです。

次に、代用証の問題です。代用証が正月、ゴールデンウイーク、お盆と使えないのですが、立席でもよいか自由席を使えるように交渉をお願いします。

### さまざまな差別

次に、反合理化の取り組みの強化についてです。事業部での合理化の実態を報告します。昨年の一二月三十一日でサンクス、プレゼント三号の閉店の合理化で一九名の過員を会社によつてつくられました。当初、一月四日頃に事前通知が出されるのではないかと話がありました。なしおつぶてになり、噂が噂を呼びました。仕事の内容は、ワゴンの売店が二店舗、オレンジカード売りと三班で回しました。仲間は仕事に来る度に発令はいつか、助役から誰が声をかけられたかなど、常に不安な毎日を送りました。仲間同士が疑心暗鬼になり、ストレスがたまりました。

分会としても駅側に申し入れを行いました。小出しに発令や担当指定が行われました。この中で、二名の仲間の担当問題で改札業務を五月からやっていた仲間は、事業部兼改札業務として、改札の担当指定をせず改札業務をさせているところです。八月二十一日駅側と会い、九月一日から担当を改札に指定するようにと申し入れました。九月一日にやつと二人の仲間に、改札を指定しました。過員で十九名の扱わざまは、分会の書記長の強制配転があり、一人だけ対面日勤をやらされたり、会社の合理化の無計画さと国労組合員の差別が浮き彫りになつた合理化攻撃だったと思います。事業部の店舗の縮小化が進むと言っていますが、国労組合員が鉄道部門に戻れるからよいと私は思いません。五五才を越えた人など大変な実態です。分会として駅側に申し入れた一番目は、熟年者の扱いと病弱者の扱いでした。事業部の問題だけで

はないと思います。合理化での配転の不安や担務変更など、会社側による扱われ方に今でも怒りが脳裏をかすめます。地本に、人減らし合理化反対闘争の強化をよろしくお願ひします。

### 組織強化・拡大を職場から

次に、組織強化・拡大の取り組みについてです。上野駅は五四〇名の社員が働いています。その中に、上野駅分会は、一四四名の国労組合員を組織しています。分会機能の活性化を通じ、組合の日常活動が目に見える闘いを基礎に活動しています。駅当局に申し入れ活動や分会ニュースの発行、職場集会の開催や動員体制の取り組みなど、また、定例の月一回の執行委員会を進めてきました。

そんな中、昨年の九月にカレーの職場で長野から地域間異動で来た、東労組の人が仲間と仕事を終え夜、話込んでいると、国労に復帰したいと打ち明けられました。仲間は国労復帰は歓迎するけれど、来たばかりで仕事でいじめられるのではないかと話しました。本人は「それでもよい。」との返事でした。でも、仕事の流れをおぼえてから復帰したほうがよいと話しました。分会として、本人と会い、上野駅での差別の実態や地域間で帰る職場の配転問題など話をしました。分会は支部と連携をとり、支部・分会・職場の仲間と本人を交えて十一月に会い、上野支部と長野地本と連絡体制など話し合い、いつでも国労復帰を待っているし、組合員の鎖で守ると話しました。その後、会う度に声を掛け合い話をしました。そして、一月二十日付けで国労に復帰しました。本人に全員の組合員名簿と一月分の勤務割りを渡し、駅側や東労組の人にはか言われたり、嫌がらせをしたらすぐ分会役員や職場の仲間にメモをとり話すようにと言いました。加入した組合員は「一言で言うなら、後悔をしたくないから」また、「自分の考え方と昔の仲間のことを思っていた」と、国労復帰の決意をしたことを話しました。

上野駅では、当局の不当労働行為は表だっては無くなっていますが、まだ、水面下ではあるのが実態です。そこで分会はすぐ機敏に動ける体制と支部とも連携をとりながら、対応をとる体制を作りました。本人は、加入してから前より生き生きとしています。助役から自宅に東労組脱退の確認の電話があつたり、東労組の役員からどうして脱退したと言われても、「あまり気にしていない。」と話していました。現在は、職場で明るい振る舞いで働いています。

次に、六月に国労復帰を逃がしたことの報告をします。六月二十四日、職場で東労組の人に入加入用紙をくれないと突然言われ、用紙に七月一日付け加入として書いてくれました。分会の意思統一も無く話が進んでしまい、六月二十五日、分会と支部で職場に行き話をしました。六月二八日、東労組の分会長に渡しました。六月三十日、加入を決意した本人宅に東労組がオルグをかけ、ひっくり返されてしまいました。分会執行委員会は、深く反省して二度とこの様な失態をしない為に議論しました。

東労組の組合員の声を聞くと、合理化での過員扱いでの扱われ方や活性化といった他駅への強制配転や駅内での強制的な担務変更など、特に駅内での担務変更是本人に打診も無く行われ、東労組の役員に言つてもなしのつぶてであることなど、組合員の話に聞く耳を持たない実態や合理化で労働条件がきつくなっていることや合理化提案や改良工事など、組合員に話していないなど組合に対する不信が広まってきたいる実態なのです。

私たちは、分会の活性化を通じ、組合員はもとより東労組の組合員の気持ちや悩みを把握することを基本に労働者として膝をつきあわせる運動をしていきたいと思っています。分会の活性化は、常に何かあった時に、機敏に動ける体制だと思います。分会活動の活性化を通じて、もう一人の労働者を国労の旗の下に結集させる決意です。

◇ 投稿 ◇

## 形成されつつある？ 一つの傾向

『反合理化闘争』 高度経済成長期に、反合理化や賃金引き上げ闘争が多くあった。結果として、資本の論理として、企業競争に勝ったところが、いい賃金や労働条件、さらに企業内福祉を含めて獲得した。闘う労働者が多くいて闘つても、企業が競争に敗けたとき、その後救う手段がなくて本当に悲惨な状況に陥ることが繰り返された。そこで、反合理化闘争が、理屈としては分かるが、現実には普通の労働者の基盤を失つていつた。

『公的介護保険制度』 先の国会に提出される予定であった公的介護保険制度は、社会福祉の制度的確立のスタートをきるという意味で推進されるべきものである。

『アジア女性基金』 「女性のためのアジア平和基金」が八月一四日から、フィリピンの元「従軍慰安婦」だった人々に、首相の「おわびの手紙」と基金理事長の手紙を手渡し、償い金の手続きを始め、医療・福祉事業などの一步を踏み出しました。問題の本質は私たちが日本の政治を変えない限り変わらないでしょう。現時点での私たち勤労国民の力量では充全な国家補償の実現までにはまだまだ時間を要するのが実態です。「基金」の一歩が、他の国家補償の課題とともに解決に向かって前進するよう、広く結束して努力すべきときではないでしょうか。

『日米安保』 日米安保の目的は「対ソ連」「日本を守る」「極東を守る」ことだといわれてきた。この他に「日本の軍拡阻止」といういわゆる「瓶の蓋」機能があつた。この四本柱のうち、冷戦終結で・・・「瓶の蓋」だけがそのまま残り、最近公然といわれはじめた。

しかし、こうした「ひと」としての共通項だけでなく、さらに重要な共通する雰囲気めいたものを感じる。

つまり――

『理念としては賛成だが現実としては「反合理化闘争を否定」する立場、社会福祉制度確立へのスタートの意味で「公的介護保険賛成」とする立場、国家補償実現への一步として「アジア女性基金推進」を唱える立場、日米安保には日本の軍拡阻止の機能があつたと いう理解』

云々という、議論の組み立ての底流にある何かを感じてしまうのである。

職場での闘いから制度的闘い、さらに平和運動と、広範囲にわたって、一つの傾向が形成されつつあることを看取るのは、早計なのだろうか。

(貞元)

## 労働者とともに闘う新社会党づくりを

約七千県民の皆さんに支援をいただきながら、衆議院で議席を無くす結果になつた。働く者の党—新社会党はこの敗北から学ばねばならぬ。さしあたり、感想を述べたい。

①「四つの選挙区のうち、せめて一つだけでも候補をつくろう」「候補者がいなかつたら運動にならぬ」「候補者に負担をかけず、費用は全て党でつくろう」と努力したが、ついに実現できず、断念した。地域とのからみ、家族とのかかわり、職場と退職のこと、克服すべきいろいろなことを考えさせられた。今後、地方選、国政を闘うためにも、候補づくりは早くから真剣に努力すべきことだ。

②奈良県の隣接の京都六区から園田裕子さん（京コン労組）が立候補。京都府本部からも支援要請があり、奈良県の党員は可能な限り応援に駆けつけた。ポスター貼り、証紙貼り、訂正貼り、ビラくばり、政策車の運転、政策訴え、個人演説会、等々。応援とはいえ、「昔社会党の選挙でPKO反対を言えなかつたときがあつたが、思いつきり自分の思いと一致する新社会党的政策を訴えられた」と語る同志がいる。

③しかしそれにしても、我が奈良県で比例区七千票についてはいろいろな思いがある。「この票ではあまり少ない」「いや、裸の選挙で七千票もとれたのだから、これを土台に頑張ろう」「一つの市や町でみたらあまりにも少ない」「でもまんべんなくどこの市町村にも支持者がある」等。マスコミは、選挙制度は、新社会党に極めて差別的扱いだった。そして支持団体がほとんどない。宣伝カーやビラくばりが制限きつく、ほとんどできぬ。そんな中でも、まだ生まれたばかりの新社会党をこれだけの人が支持してくれた。この七千の味方とともに本当の党づくりをこれからはじめたい。

④「社民党があまりにもあまりだし、社民党の候補者はいないし、旧社会党の支持者はかなり新社会党に投票してくれるだろう」という期待があつた。全く甘かった。あまりにも「新社会党」は知られていないかった。たくさんの人にくつてもらうほど我々の運動と組織が少なかつた。有権者に、ていねいに「比例区は新社会党へ」と支持を訴える熱意も欠けた。候補者を立てられなかつたということが、奈良県での運動の熱意を欠けさせた。「新社会」の読者も少なかつた。マスコミに勝つため、今後「新社会」をもつとも増やしたい。

⑤それよりも何よりも、支持者とともに闘う、支持労組・支持団体とともに闘う、という状況ではなかつた。支持してくれた労組・団体はほとんど無かつた。党員だけが「頑張った」。新社会党と社民党敗北の状況を見て、「社会党・総評ブロックの消滅」をつくづく感じる。今後、労働運動の再建こそ党員と活動家とともに全力で取り組まねばならぬ。新社会党が労働者の党であるべきだし、そのためにも、労働者とともに闘う党づくりが急務だ。労働者党員の職場の仲間と、所属分会・支部の仲間とともに闘うための日常的な権利・生活の闘い、平和・民主主義の闘いをつくりだしていきたい。これぬきに新社会党の躍進はない。

⑥国会の憲法改悪が九割という状況をつくつてしまつた。憲法が危ない。なんとしても憲法を守らねばならぬ。勤労国民の権利、非武装・平和と民主主義を守らねばならぬ。そのためには労働組合と働く者の政党を強くせねばならぬ。奈良県の平和・労働運動の現状、組織状況の実態をきつちり見つめ、労働者県民とともに闘う新社会党づくりに全力をあげたい。

## 女性労働と母性保護

—失業者増大で家庭・社会は—

女性労働者は年々増加し、この三〇年間で二倍以上に増え、全雇用者に占める割合も四割近くになっています。女性労働者の中でも未婚者より有配偶者の割合のほうが大きくなり三〇年前とは逆転しています。さらに職業観も大きく変わってきて「子供ができるてもずっと職業を続ける方がよい」という人が三割を超えていました。このように女性が職業につき、結婚しても、子供ができるとも働くことが普通になつてきました。

このようななかで、女性労働者から男女雇用機会均等法制定が要求され、大きな闘いとなり様々な問題を持った「男女雇用機会均等法」が制定され、一〇年がたちました。現在一九九七年の通常国会での法改正をめざして、婦人少年問題審議会で、男女雇用機会均等法及び労働基準法（女子関係）の改正審議が進められ、七月一六日に中間報告が出されました。その中で、この一〇年間の評価として「男女平等についての社会の意識の向上に大きな効果があつた。しかし厳しい雇用情勢のなかで、女性の雇用管理の法改正は足踏み状態」と言っています。そして具体的には①均等取り扱いの促進、②法の実効性を高める方策、③女子保護規定、④母性保護、⑤セクシャルハラスメント、という項目について検討しています。しかし、労働者側委員と使用者側委員の間の対立が激しく、公益委員を含めて三論併記と言う内容になつています。

使用者側は女子保護規定（時間外・休日労働・深夜業・坑内労働など）の撤廃を強く求めていました。もちろん女子労働者の中にも「女子保護規定があるから思うように働けない」という意見もあります。ILLOは、九〇年に夜業条約（一七一号条約）を採択し、男子のみ深夜勤制限は解除されました。欧州・ILLOの基本的な考え方は「そもそも深夜業は性のいかんを問わざいかなる人間にも有害」というものです。しかし日本では、男性労働者に対するこれらの規制はありません。このようななかで、女子保護規定を撤廃し「男女平等」となればどうなるか…。

一方で母性保護に対しては、労働省が委託をして「働く女性の身体と心を考える委員会」を設置し、妊娠中の就業と健康に関する調査をし、働く女性の母性健康管理のあり方について検討し、報告書を今年二月に発表しています。それによりますと、現時点では就労女性に切迫流産等の妊娠異常、出産異常が発生する割合が高く、妊娠中に現れる様々な症状に対応して、早期に勤務軽減や休業等の適切な措置をとることが重要と考えられ、健康管理指導基準をよりわかりやすいものに改正されることになった。そしてその措置が事業主によつても講じられるよう行政指導を進めることができます。しかし現状、通院休暇、通勤緩和、妊娠障害休暇、つわり休暇などの制度を設けている事業所は二〇%くらいのものです。行政指導を強めるとはいえ強制力のないものですから、前進がどの程度望めるか。

労働省は、幅広く国民の考え方を反映させるために、意見送付用のFAXを八月か九月末まで設置、九千通以上の意見が寄せられました。使用者側からは二%で、圧倒的に労働者側からの意見が多数よせられているようです。これは連合の調査によるものですが、女子労働者に昇進したくない理由を尋ねたところ一位は「責任が重くなる」、二位は「家庭との両立が難しい」（三六%）でした。

つい先日、新聞の投書欄に国家公務員として働く女性が「女性だからと保護されることなく、夜中まで働き、残業規制があるからと手当も支払われず、記録も残されない。男性は支払われる。規定があるからとただ働きの状態」を訴えていた。後日、専業主婦を選択した女性から次のような投書があった。「夫は残業が多く、まつすぐ帰つても夜十一時を過ぎる。ボロぞうきんのように疲れきっている。『家事分担を』とは言えないような状態。かつて専門職についていた自分も持ち帰り仕事があり、休日労働が多かった。体力的限界で専業主婦を選んだ。女子保護規定は働く女性を保護し応援する規定。それ以上に男性が家事や子育てに参加できるゆとりが欲しい」と。

前者の女性も決して働きたくて夜中まで働いているわけじゃない。「早く帰らせてください」と言いだせない職場の状態。それは後者の夫の職場と同じなのでしょう。

不況の名のもとに失業者は増え、就職先のない若者がたくさんいる一方で、職場にいる労働者はボロぞうきんのようになるまで働く。週四〇時間労働制を来年四月から全職場で実施しなければならなくなるが、本当に「ゆとり」に飛びつくのだろうか？ 男性労働者の歯ドメのない労働と平等にされたら、家庭は崩壊し、社会もどうなることやら…。（歌）

## ◇編集部だより◇

▽「民主党北海道」の組織と運営が十一月二十六日に提案された。①自立した個人による開かれた党、②「参画と共同」を基調とする「分権・ネットワーク型の政党、③市民参画による立法・政策活動を追求するし、組織は①衆院小選挙区ごとの支部連合（総支部）、②区・市・町・村を単位とする支部、③「民主党北海道」は支部連合（総支部）と支部の活動を調整するとある。入党手続きについては「本部の定めによる」とあり、民主党本部の「組織のあり方」（九十六年十一月十八日）では、①入党手続き検討（推せん者・審議機関等）、②党員管理等検討と検討課題が列記されている。民主党がソシアル・デモクラットでなければ、民主・リベラルの党でもないことは鳩山兄弟をみれば明らか。

▽福祉を食いものにする厚生官僚とハゲ鷹のような人物群。これらの人により財政赤字が次々つくられていく実体がいまあがかれている。国鉄の「分割・民営化」もそうだ。赤字は減るどころか逆にふやされている。政治家や官僚、そして彼らと結びつき甘いしるを吸う財界ボスどもを糾弾する日が近づきつつある。無関心、政治不信の放置は彼らをのさばらせるだけだ。

▽いつもお願い。活動の記録、さまざまなお資料、ご要望等お寄せ下さい。

## ◇ 読者からのおたより ◇

**憲法集会開く** 十一月二十四日に憲法集会をします。選舉では敗けましたが、元気なところを見せたい。

(兵庫・F)

**編集部** 正月号より総選挙を受けての憲法状況を連載します。ご期待下さい。前号では兵庫の総選挙総括の要点を掲載しました。全国の仲間の参考になると思います。

**一人は欲しかった** 総選挙ご苦労様でした。最低でも一人は欲しかった。(柏・T)

**編集部** 本当に疲れさま。残念でしたがこれから。我々の「意識改革」が求められているのかもしれません。党運動でも労働運動でも。ご活躍祈ります。

**残念、減部** 不本意ながら部数減のお願いと送金です。この間、退職や転勤などの分を新規者の分で補つていました。しかし、先の衆院選での社民党的分裂状況はシンドイ状況となつたわけです。

(東京・K)

**編集部** タイへんな中での「通信」のお取り扱い、本当にありがとうございます。歴史は動いています。今がもつとも寒い季節かもしれません。旧自民勢力のバッコもいつまで続きますか。

**旧社会党らしさ** 私たちの所では旧社会党らしさを組織して、少しでも残せるようにと日夜努力を続けています。

(議員・Y)

**編集部** 地域によって事情は複雑です。基本的考え方をしつかりし、いろんな組織の仕方を考える必要があるのかも。歴史をつくりましょうよ。

**これを出発点に** 選挙闘争、残念な結果になりました。改憲勢力が国会議席の九割超というのですから。「敗北の教訓」を出発点にしてがんばりたい。(島根・Y)

**編集部** 総保守、財界も見通しはありません。日本も世界もまったく新しい状況に入っていますから。「弱者」への犠牲の転嫁は必至。資本主義の矛盾はあらわれずにはおきません。根拠地を大事にそして大きくしましょよ。

**勢力立て直しがんばる** 制度の不当性をあらためて痛感。自分自身は仕事に追いまくられ思つようになつてしまつた。情勢を立て直してがんばりたい。今後とも指針よろしく。

(大阪・T)

**編集部** どこも合理化がすさまじい。民間の巨大企業には人がいない! 地方自治体への攻撃がこれから表に出てくると思います。目下、行革、規制緩和を勉強中。

**肥え太るもの** 労を食らう「政財官」が肥え太り、大二郎が食いつぶそうとする県職労。敵の攻撃の中心は明らか。

(高知・S)

**編集部** より 龍太郎と大二郎。大二郎は高知で龍太郎は「行革」。敗けてなるものか。

**今年一番の寒さの中で** この秋一番の寒さと吹雪模様の中、十一月十三日から三日間「解雇撤回・JR復帰統一行動」が、JR北海道本社前、JR札幌駅を中心に道内闘争団約四十名が参加して実施された。稚内からも四名(池辺・桑原・上出・丸山)が参加して、不

当姿勢を取り続けるJR北海道への抗議と、地域への支援を訴える行動に参加した。出発当日は朝から吹雪模様、ソルツル路面に悪戦苦闘で七時間半かけて札幌到着、JR札幌駅コンース座りこみ、駅前街頭宣伝に合流、折からの寒気団で札幌は寒風・冷え込みが一段と厳しい、身体も寒さを通り越し手足、顔が痛い程。

(稚内闘争団ニュース)

**編集部** より スポット行動で上京中の仲間も大活躍。先日、彼らといつぱいやりました。鬪争団の仲間からは常にニュースを送つてもらっています。がんばろうよ。